

パブリック・コメント実施結果 について

パブリック・コメントにお寄せいただいた意見と、その意見に対する市の考え方を公表します。
貴重な意見をお寄せいただきありがとうございました。

Ⅰ 意見の提出状況

計画案等の名称	第3期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第4期守谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)		
意見提出期間	令和6年1月10日(水)から2月9日(金)まで		
意見提出者数	2人	意見件数	5件
意見の反映結果	A : 意見の内容が計画案に含まれているもの B : 意見を踏まえた修正・対応をするもの C : 意見または要望として承ったもの		

※ いただいた意見は、概要を掲載しています。

※ パブリック・コメントは、いただいた意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためのものではありません。

※ いただいた意見のうち、本計画案の内容に関する意見ではない所感などについては、関係課に伝達しました。

2 寄せられた意見の概要と意見に対する市の考え方

番号	該当ページ	意見の概要	意見の反映結果	意見に対する市の考え方
Ⅰ	P.57	守谷市の運営・発展との結びつきを考慮し、医療費適正化、医療施設稼働率適正化に係る財政面の目標設定をすべき。	C	本計画の目的は、保険者の健康・医療情報を活用することで効果的・効率的な保健事業の実施です。そのため、今回の御意見は本計画の範囲を超えるものであるため、原案のとおりといたします。いただいた御意見については、本計画案の P.42にある県の計画等と連携を図っていきます。
2	P.61	特定健診で用いられている「保健指導判定値」「受診勧奨判定値」「受療勧奨基準値」の用語について、本計画中で市民が理解できる記載がないため、意味・内容を記載すべき。	B	「保健指導判定値」の用語について、P.61に用語の説明を注釈にて追加します。 「受診勧奨判定値」の用語について、P.93に注釈にて追加します。 「受療勧奨基準値」の用語は、守谷市の特定健康診査では使用していない

				ため、原案のとおりにいたします。
3	P.93	守谷市の「特定健診結果通知書」による情報提供内容が、厚生労働省令「標準的な健診・保健指導プログラム」に則った情報提供になるように、P.93 記載の特定健康診査の結果通知に関する記載を、同省のプログラムに則り、記載を改める必要がある。	A	「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に準じた内容が記載されているため、原案のとおりいたします。計画に対する期待と捉え、計画の推進に向けて取組を進めてまいります。
4	P.94	本計画で用いている「特定保健指導対象者の選定基準」の名称が、国が定めっていると理解できる記載だが、国は「特定保健指導の対象者（階層化）」と名称を定めている。正しい記載にすべき。	B	「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の内容に則り、本計画案を一部修正します。
5	P.94	特定保健指導対象者の選定基準の表の脚注には、喫煙歴等の用語の意味に関する説明を欠く等、不備がある。脚注の追加記載が必要。	B	「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の内容に則り、本計画案を一部修正します。